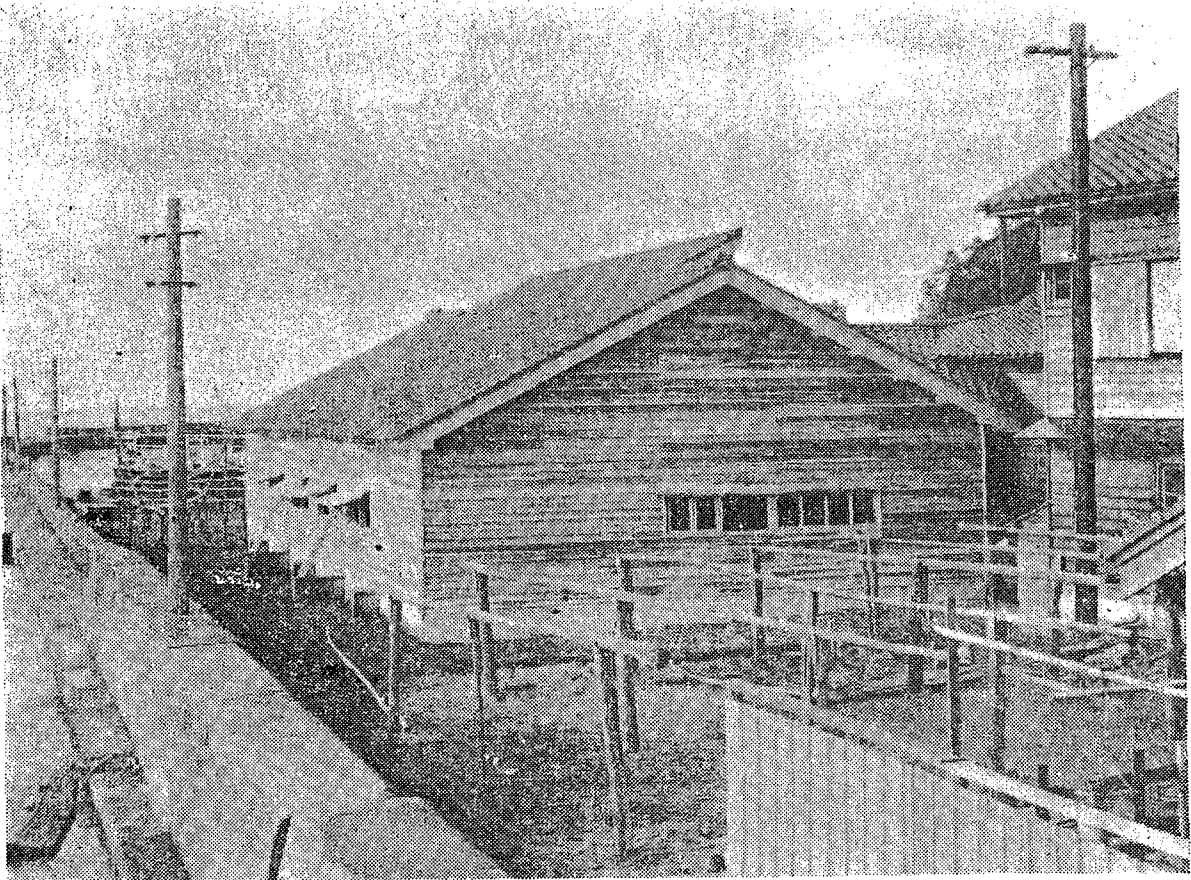


第十六号昭和卅二年十二月十五日発行  
毎月十五日一回発行 一部 十円  
昭和卅二年十月十八日 第三種郵便物認可

# 水産

十二月



(兵庫県水産試験場魚類人工乾燥設備試験所)

兵庫県漁業協同組合連合会

# 漁業共済のあらましについて

内海漁連 山形 久太郎

私はこれから漁業共済のあらましに就て御話をいたしたいと思いが、先づ第一に共済事業とはどんなものかと云うことを簡単に御説明したいと思います。

私共の生命については生命保険があり漁船には漁船保険があることは皆さんもよく御承知でありましょう

私共漁業者には、水産漁業協同組合法という法律で全国の漁業者が寄り集つて御互に助け合いの事業をすることが認められているのでありましてこの助け合いの事業が共済事業であります。

私達全国漁業者の共済事業は全国水産業協同組合共済会と云う団体で火災の共済や、生命の共済などを現在行つておりますが漁獲物が不漁のときの共済や、漁具を流したとか破れたときの損害に対する共済が、未だ行われていなかったものであります。

扱て、漁業は農業と同じように凡ゆる産業のうちで最も、自然の力に

おびやかされる度合が多い産業でありまして、しかもその規模が大部分が小さいのでひとたび、不漁に出合ふとか、大時化で漁具を流すと云うような場合、その立直りは、容易ではありません。

この対策としては農業の方には、農業災害補償制度がありますが、漁業にも国の補償を立前とする漁業災害補償制度が設けられまして漁獲が減少したときとか、漁具に損害を受けたとき、すぐに救済せられることは漁業の経営を安定させ、立直りを容易にする上において望ましい方法であり国としても当然考えなければならぬ問題であつたのであります。

しかし乍ら漁業は農業に比べて生産の実体をつかむことは遙に複雑でありまして、その上、いざ災害を受けたと云う場合でも、その内容をつかむことが大変むづかしく、この制度の根本となる過去の統計資料も殆

んどなかつたので今日のように立廻れとなつたのであります。

そこで、農林省や、さきに申し上げました全国水産業協同組合共済会（これを略して全水協と云つております）が数年前から、この制度の実施について、色々調査や研究を進めて参りました。その結果、これならやつていけると云うめどが漸くつきました。

又、一方国会の方でも、この制度が漁業者のために最も必要であることとを認めまして、本年度において、この事業を試験的に実施するのに必要予算が国会を通過したのであります。

そこでこの実施についても、農林省と全水共とが色々検討して参つた結果、全水共が自主的に之れを行うことになりました。

今回は先づ北海道を初め十八道府県で実施することになりましてわが兵庫県も之れに加わることになりました。

今そのあらましについて申し上げますと、この事業は不漁で漁獲収入が減つたとき共済金がもらえる漁獲共済と、漁具が災害でやられたときを対照とする漁具共済の二つから成り立つてをるのであります。では、漁

獲共済と云うのはどのような仕組みであるかと申しますと、漁業者が一定の掛金をかけて、この共済に加入の契約をして、実際漁業を経営した場合、不漁で漁獲収入が減つて共済額に達しなかつたときに共済金が支払はれるものであります。もう一つの漁具共済というのは矢張り掛金をかけて、加入の契約をします。その漁期中に、時化で網を流したとか破れたとき、その損害に対して共済金が支払われるのであります。

それでは、漁業者であれば、誰れでも之れに加入することが出来るかと申しますと次のような資格が必要であります。

その一つは、二カ年以上その漁業を実際に操業した実績があること。今一つは、その漁獲物を自分の所属している漁業協同組合の漁獲物共同販売所に売つていること、そして、又次のいづれかの漁業であることが必要であります。

一、漁業協同組合の自営している漁業（例へば、余部漁業協同組合が自営している大敷網漁業のようなもの）であります。

二、地元漁民の三分の一以上の漁業者が共同して営んでいる漁業でこれは昔から村張り或は村持など

云つて部落の漁民の大部分が、之れに参加しているものが、あてはまるのであります。

以上の二つは単独契約体と云つて単独で加入を契約することが出来ません。

次に連合して契約の出来る連合契約体と云うのがあります。

それは地元で同じ種類の漁業を営む者であつて次のような条件にあてはまらねばなりません。

一、七人以上の漁業者が集つて共同している漁業

二、又は、つねにその漁業に従事する者が十五人以上でやつている漁業

そしてこれ等の漁業につねに従事する従事者の数は地元漁民数の三分の一に達しなければならぬと云う条件がついております。

これに該当するものは相当大きな漁業と云うこととなります。

本県では、巾着網や、こまし網などがこれにあてはまるのではないかとあります。

最後に地元で同じ漁業を営む漁業者、例へば、延縄とか、一本釣とか又は哨壺と云うような漁業者が、一本釣ならば一本釣漁業者だけが全部集団して加入する漁家集団というの

があります。

これは同一漁業を営むものが全員加入すると云うことが条件となつております。これも常に従事する者は地元漁民数の三分の一以上と云う条件がついております。

以上のように、単独加入、連合加入、漁家集団加入と三つに分類せられております。

尚、共済の期間はその漁業の漁期の間だけでありまして、共済の限度額、つまりどれだけの額が共済にはいれるかということ、事業費が一千万円かかるとするとその八割の八百万円迄共済にかけられる訳であります。但し最高の限度額は一件について二千万円に限定せられております。

共済掛金は契約者の過去の収益金によつて多少異なりますが大体において共済金額の四パーセント、即ち、共済金額一百万円について、四百円位の割合となります。

この共済加入者の義務としては、漁獲物を全部自分の組合の共同販売所に販売すること、漁業に関する收支をハッキリ帳簿に記入して置かなければならないことになつております。

次に漁具共済のあらましを御説明

いたしましょう。

漁具共済に加入することの出来るのはさきに申しました漁獲共済に加入している者でなければならぬことになつております。

どのような漁具が共済に加入できるかと申しますと、定置網、まき網、刺網、敷網、地曳網の網地に限定せられております。

又、のり養殖用の網ひびや、かき又は真珠の養殖用いかだも加入することが出来ます。

共済の期間はその漁具を使用する漁期であります。養殖用いかだについては一カ年となつております。共済価額はその漁具の漁期末の予定価額、つまり漁期の終つたときにその漁具の実際の価額で、その実際の価額については一定の標準で定められることになつております。がその漁期末予定価額の八割例へば、漁具の漁期末予定価額が五百万円であれば四百万円が共済価額であります。

共済金額は共済価額の範囲内、どれだけでも加入が出来ます。但し一件当りの共済金額は最高を金五百万円に限定しております。次にこの漁具共済の掛金はどれ位かと申しますと漁具の種類、資材、その他でん補の範囲等、色々の加入条件

によつて異なりますが、定置網の場合共済金額の大休五パーセント位になるかと思ひます。

以上は漁業共済のあらましでありまして加入する漁業や、漁具によつてくわしいことは検討せなければなりません。

さて、私達漁業者が多年に亘つて叫んだ、漁業共済も、兎にも角にも試験的実施に迄取運び我兵庫もこれを実施することになりましたことは、誠に意義深く私達は協力して、これを完全なものに育て上げなければなりません。

本県は、瀬戸内海側と日本海側に九十五の漁業協同組合がありまして漁獲物共同販売事業を行つている組合は、六十一組合あります。この六十一の組合はどれも漁業共済に加入する資格がある訳でありますから、これ等の組合は自分の組合ではどの漁業がこれに加入したらよいかと云うことを充分に御考へいただきまして、本年度の試験的実施は元より来年度から全国一せいに実施されます、この漁業共済に進んで加入し漁業経営の合理化を計ると共に、漁家経済の安定に資せられんことを切に御願ひ申し上げまして私の御話を終らせていただきます。

# 日用品の取扱いについて 漁協婦人部の皆さんへ

一昨年以来県下各地に漁協婦人部が結成されますと同時に、一日十円貯金の励行と共に日用品の共同購入事業が計画せられて、市販日用品の中で有名品を市価よりもいくらかでも安く本会に斡旋するようとの御希望がありました。が何分にも日用品取扱実績も皆無だったため最初は卸価格で仕入れ、ほんの僅かな手数料をいただいで単協婦人部へお届け致したのが今日本会の日用品取扱の始まりであります。

当時はこの婦人部も市販品に比べて「内海漁連の品物が安価である」との御好評をいただいたのであります。其の後本会も二年半の事業実績を経て現在では総て卸価格でお届けしているのですが、去る十月二十二日の県下漁協婦人部大会で本会の日用品の価格について少々高いとの御批判をいただきました。

婦人部各位が商品仕入について色々御研究せられて上手に仕入れをされていることを承り敬意を表すると同時に系統機関の婦人部なればこそ、はつきりと聞かせていただき御激励下さったものと私共は非常に有難く思うと共に、今後の取扱について好資料になったことを嬉しく存じております。

皆さんも既に御存じでありましたようが当初は本会よりお届けした品物が地元商人より安いから本会のものを利用せられたのでありまして、それが現在一部の地域に於ては反対に地元商人の方が安くなつてきた。だから漁連は止めて地元商人より購入されておられるようでもこれも無理からぬこととせう。

然し本会が全然手をかけたことのない日用品を大方婦人部の御支援によつて取扱ひ、僅か二年半の短期間の実績によつて、三年前に皆々様が

購入されている価格と今購入されておられる価格との間に大きな開きが現われてきていることに御氣付き願えないでしょうか。

日用品の販売は本会の独占事業でない限り地元の商人は得意先を奪回するのには躍起となつて或程度の採算を度外視してでも値下げを断行することも一時的現象としてあり得ることです。

此の様な方法で激しく挑戦してきたのであります、このこと自体でも本会事業の目的は既に一部達成出来たのであります。

然し協同組合活動の一環として大なる目的をもつ購買事業の強化育成は組合運動の精神に徹し、今まで漁連を利用し一時的の現象で漁連の品物は高いから他に走ると云うようなことなく高ければ高い原因を探究していただき之れを率直に進言してもらうと同時に本会に於てよく研究を致しまして飽迄も系統利用をされる様に願いたいのであります。かくすることによつて取扱量の増大を図り必然物に価格を安く仕入れると云う協同購買事業の実現が計られ私共の目的は達成せられるのではないでしょう。又先般県下婦人部大会に於て林崎婦人部より御指摘がありました

た運転資金の問題についても価格に影響を及ぼしてきますので婦人部におかれては予めお願い申上げておられます通り毎月二十日締切り月末現金払いを率先励行していただき度いと思ひます。

そして此の良い習慣をやがては地元組合の購買事業にまで及ぼしていただき度く幾重にもお願いする次第です。

本会は皆様方の所属せられている組合から出資していただいて組合の発展のために事業を遂行しているのでありますから婦人部は勿論地元組合の発展を衷心より祈るものでありこれがために日夜つとめておりますので皆様方により以上の御支援と御鞭撻を切にお願い致す次第であります。

猶ついで乍ら現在本会取扱ひ品についての御意見新規取扱ひ品の御希望等がありますればどんなことでも結構です。それからいつでもお聞かせ下さいませ。又地元で安価に御入手可能なもので他の婦人部又は組合でも嬉こばれる様なものがありますら御連絡下さる様にお願ひ申し上げます。

(兵庫県内海漁業協同組合連合会)

## ◇ 漁協職員の待遇 ◇

茲に漁協職員の待遇という私の考えをま  
とめて漁協大方の峻烈な御批判を仰ぐ。

### はじめに

日本は法治国であり、漁業にも種々の法律や規則があるが、その諸々の法規を総合して言えることは日々に漁民が豊かに楽しくそして明るい生活が出来るようにということであり、その第一の目的にむかつて職員は組合事業運営のために渾身の努力を捧げ尙工夫し、研究し、創造しているのである。その漁業協同組合の職員というものの考え方を私なりに解釈してみると職員は組合員の公僕でなければならぬと同時に指導的立場にあり理事各位が組合の直接職務執行者であれば間接の職務執行者は直接日常業務にたずさはる職員でなければならぬ。

戦後漁民の生産手段、販売方法、或いは購買関係のように漁業に対する一連の経営全般は時代とともに絶えず変つてきたが、旧態然たるものは職員の待遇である。

組合職員の待遇というものが果して適当であるか否かは周囲の状況や今問題になつている農協職員の共済

組合法案にみてもほぼ窺い得る事であろう。水に棲む魚は水を感じないように或いは水質の違つた水に放たれた魚がいつしかそれに適応してゆくように漁協の職員はこんな不満にもいつか慢性になり常に低位なものに馴れてゆくようにも思われる。

私は何も何々労組だの何々職組だのといつた団体のような観方や感じ方に賛成しているものではない。私は私なりになるべく錯覚をおこさず正當に組合職員の待遇についていろいろ考へてゆきたい。只自分の能力が私自らの職務を完全に果し、己れのベストを尽して、しかも自分の私生活における無駄な出費がないかという点になれば私は私として大きく反省せねばならない。

### 漁協職員の現状

1、過去のよう漁協の職員が片手間に仕事をするといつた兼業的職業ではなくなつて現在の職員は職業的に独立したものとなつてきた  
2、そしてこれらの職員は漁協の運営を円滑にするための軸となり潤

滑油ともなつているともいえ、それだけにこれら職業的安定と確立は必要な時期であり、そのことが漁協の健全な運営に反作用を及ぼすは必至である。

3、漁協職員の現在の給与が一般企業に比べて悪く、長期勤続者であっても退職後の生活について保証のない実状である。

4、このため職員中、有能者の多くを組合外部に失い人材を確保することが困難でこれが漁民にとつて大きな損失になつていゝ。

### (日本水産新聞より)

### 給料の考え方

給料の考え方としては当然支払う側と受取る者の考えがあり、そこにおのずから違つてくるように思えるが先づ、

1、支払う側の考え方としては、事業主が事業を営む為には必要とする労働力を使用せねばならないがその使用する労働力を賃金をもつて買い取るわけである。だからこの面からみれば、給料は労働力の成果に相応したものでなければならぬ。即ち、労働の質と量に正しく順応しそれを反映したものが給料となり、かつ使用者が支払いうる限度内のものでなければ理論上や本質はともか

くとして現実の給料とはならないと思ふ。

2、受取る者の考え方は、給料は職員によつては生活の費用であつて、その生存のための唯一の支柱であり基礎である。即ち職員はその労働力を売ることによつて自己もその家族をも含めて生活しているが最近のカローリ計算やエンゲル係数の合理性と科学性によつて生活保証線や最低生活費というものは非常に嵩張つてきている。だから職員にとつて給料は自らの生活を保証し安定しうるものでなければならぬと私は思う。(この考え方がいわゆる賃金学説上の一つの流れとなつていゝ労働力再生産費説や生活給論である)

3、具体的な給料の決め方  
このように支払う側と受取る者としての、考え方が相違するがこれとても使用者は人件費に対する圧迫力が小さい程望ましいのが原則であり従つてこれ以上は払いたくないという線は無数にあるというのが実情でこれ以上支払えば企業は潰れるという線も又多数に存在するしその巾もかなり広いものがあると思ふ。

又職員としても現実の生活の複雑多岐と人間生活能力限界の伸縮性は



いろいろあり、その向上や進歩を期しての指標や目途としての一つの在るべき理念の線を指示することは妥当であるとしても、それをぎりぎり今日の生活最低線として主張することは理論の完全性を掲ぐものであるように思う。かくて極言すれば使用者側の最後の破局前を一応の支払能力限界線とし職員の生活保証線が社会的水準迄妥当に汲みとられ極点それぞれの相互の希望を見出す努力が絶えず必要であるように私は考える。

### 家族手当の考え方

給料が職員の生活保証或いは安定を維持することができる水準にあり、その水準の給料が使用者の支払能力の限度内にある場合には原則として家族手当のような補助給料は問題外である。

だが家族手当が賃金形態の一要素として大きくそのすがたを現はすのはいわば低賃金の表現とみることができると思う。

生活保証が基本給で充分でないから家族数の増加に比例して生活苦が加重するという事実の反映であり家族手当の支給率は全国受給者の八十八%を占めその全収入に占める率は

一五%となつていているという(勿論、家族手当の支給を受ける者の規定は判然としている)

### 退職手当の考え方

退職手当は普通次の三つの説から出来たといわれている。つまり

#### 1、功労報賞説

雇主の温情に基づいての一つの恩恵的給与であり人情の自然的な流露をしてのいわゆる餞別金と謝礼金が統合されたようなものである。

#### 2、生活保証説

退職手当もその性格上は賃金と同様であり或いは広義の賃金は決して退職後の生活を備蓄するほどのものではなく、せいぜい在職中の生活費を賄うにすぎない。

#### 3、賃金後払説

労働者在職中に賃金以上の価値を創出して使用者に与えているのであるから退職時にはその全部とまではゆかなくともその何割かの払戻しを要求する権利と根拠がある。

というのであるが、その決め方はお互に対決する主張のいづれかが又は先の三説のいづれかに全面的に塗り潰されることは不当であり相互の主張を相互に学び共に味わい乍ら視野を前進させ或いは若干の考究を深む

れば相互の見解も次第に統合できると思われる。

そこで私は今一度理論的考究の過小評価や無視を戒めて虚心坦懐使用者と職員が一つ心になつて組合職員の待遇を今一度根底から考えてもらい或いは考えなくてはならぬ時期だと思ふ。

### おわりに

漁業の経営不振は資源枯渇による収入の軽減もさることながら、私達職員の能率低下がその因をなしていることも又明白であると思ふ。しかしこれらのよつてきたるゆえんのもはこれら職員の身分保証や生活経

済の安定確立がなかつたということが決定的な理由であるとすればこれらの確立とともに職員も力めて講習会や研究会等に出席してその資質の向上を図り組合経営の安定を期することが重要な問題であろう。

更に考えられることは職員の採用についても他の一般企業と同様にその者が果して適在であるかどうかとたしかめ元来人物の優秀に拘わらず誰その縁故関係とか所謂声掛りというようなものを除去して戴き共にお互に今一度組合の発展と職員の待遇を大方の人達とともにしみじみ考えてみた。(山上生)

## タイ国の漁業技術指導から帰つて

最近東南アジア諸国との漁業提携が話題になつていますが、このほど、山田長政で我が国とは昔から馴染のあるタイ国へ行つて、ちようど一年の間巾着網漁業の技術指導をやり今年の七月帰国した、県下揖保郡御津町室津漁業協同組合員の中川三次(三六才)、細野稔(二九才)両氏が、県外出漁協会の求めに応じて手記を

寄せて下さいましたのでこれを皆さんに御紹介することにしました。最初にお断りしておきますが、両氏の渡航目的は水産事情の調査ではありません、それに忙しい技術指導の合間に見聞し感じたままを記録した、いわば「感想録」を更に要約したものですからその積りで読んでいただきたいと思います。

## — 渡航すること —

## なつた経緯 —

タイ国の首都バンコック市にタイ  
トレイデングカンパニー(タイ貿易  
株式会社)という商社がある。

社長のウドム氏は、戦前日本に留  
学して水産の専門教育を受けた人  
で、タイ国の沿岸漁業を積極的に開  
発している事業家である。

ところで、この会社がアメリカの  
対外援助資金により、日本から巾着  
網(ナイロン網)を購入することに  
なつたがなにも現地でははじめて  
のものだけに、漁具の輸出を引受け  
た桃井製網K・Kと、県の水産課を  
通じ技術者の派遣を依頼してきた。  
そこで播州室津の組合から適当な人  
間を出したらどうかということにな  
つたらしく、(なぜそのように決つ  
たのか我々には余りくわしいことは  
分らないが)昭和三十年の十二月、  
はじめて組合長さんから話をきかさ  
れあれこれ考え相談した結果、とに  
かく行つてみようということに腹を  
決めたわけである。

## — はじめての空の旅 —

飛行機に乗るのは生れて始めて、  
しかも一足飛びに外国へ出かける

というのであるが、めんどろな渡航  
手続や海外旅行の知識などは全然分  
らない、旅券の入手、その他一切の  
ことは桃井製網と県の方に御厄介に  
なり、羽田からパンアメリカン機で  
飛び立つたのが昭和三十一年七月三  
十一日の未明である。乗客のうち、  
日本人は生憎と我々の二人だけで、  
後は全部毛色の違つた連中ばかりで  
ある。ステュワーデス(案内嬢)も

なかなかの美人ではあるが紅毛碧眼  
アチラの飛行機であつてみればこれ  
も仕方がない、機内アナウンスも勿  
論英語で、生命財産に直接関係はあ  
るまいと聞き流す方針にした。とこ  
ろで、エチケットをわきまえない日  
本の代議士が、ステテコ一枚になつ  
てひんしゆくをかつたとかいふ新聞  
雑誌の記事が、思い出さなくてもい  
いのに変に気になつてくると妙なも  
ので、乗客の視線がなんとなくこち  
らに向けられているような感じがし  
てどうもいけない。今更代議士を恨  
んでみたところではじまらないが、  
二人苦痛をしのんで専ら沈黙と瞑想  
にふける日本人紳士としての威容を  
保つことにした。

朝の三時に羽田を發つて約六時間  
で香港に着く、しばらく時間がある  
ので乗客はバスでレストランに案内

されることになつた。こうしたお節  
介は、實際我々にとつてはどちらで  
もよかつたのだが、いくら毛色は違  
つていても、今となつては相乗りの  
客と同一行動をとるのが一番堅実な  
方法であらうと判断し、いささか心  
配ではあつたが手荷物を適当な場所  
に置いて(車内に持ち込んだらいい  
ないとのこと)バスに乗り込ん  
だ。

レストランには、中国人のお客も  
おりそこはかとなく身近な緊閉気  
が漂よつてゐる。それがあらぬか  
緊張が解けた途端、排泄作用という  
無理からぬ生理的要求におそわれた  
のである。ところが前かがみでやつ  
と探してたトイレには番人が居て  
「使用料払わんと使つてはいけな  
い」といふ、全く「ええ、くそ」だ。  
こちらは出發のとき、向うに着く  
まで金は一文も要らないとのことだ  
つたので文字通りの文無し、こうな  
るとことがことだけにお手あげもで  
きない。故郷の薄暗い廁がこのとき  
ほどなつかしく思い出されたことは  
なかつた。しかし世の中はうまくで  
きているもので、たまたまそこに居  
合せた台湾人の洋服屋さんが金を立  
替えてくれ危くピンチを切り抜ける  
ことができた。この人は戦前日本に

おつたことがあるそうで、「帰えり  
には是非密つて土産に洋服作れ」と  
商売上手なところを見せていた。話  
が落ちたのでこころで元に戻して、  
さて、前に心配した荷物も案じたほ  
どのこともなく再び機上の客となり  
現地時間で七月三十一日午後バン  
コック空港に安着した。ここでタイ  
国側の会社から西岡さんという日本  
人社員の出迎えを受けやつと一安心  
と思いきや、飛行機でステュワーデ  
スの説明を軽く聞き流していた報い  
を受けける任儀と相成つた。それは所  
持品の目録を作つて税関に出すべく  
機内であらかじめカードを渡された  
のであるが、応場に構えずきたの  
か、最後まで書き込まなかつたのは  
どうやら我々二人だけらしく税関で  
止められてなかなか外に出してくれ  
ない、西岡さんのおかげで、香港の  
場合のようなあわてかたをしな  
ないで済んだのはもつちの幸いであつた。

## — まず底びき網

## — 漁船に乗組む —

バンコックの飛行場から自動車で  
会社の寮に案内される、洋式のなか  
なかしょうしやな建物でここがタイ  
国滞在中我々の宿舎になるわけで着  
いてから三日間ほど、会社幹部への

挨拶や打合せ、市内見物などで過しながら身の廻りの整理をした。

会社には、前から約三〇トン程のヤンマー百五十馬力の底びき船があり(二そうびき)、我々はまず現地の漁場と、これから接して行かなくてはならないタイ国人の性質、作業の状況などを知っておくため、とりあえずこの底びき船に乗組むことになり、八月三日、バンコック市にある魚市場の岸壁からメナム川を下りタイランド湾の漁場に向つた。

底びき船は一隻七人乗りでそれぞれ日本人が一人づつ監督に乗り込んでいる。普通一航海一週間位で満船して帰つて来る。我々は底びき網は経験がないので、最初のうちは簡単な仕事を手伝いながら、潮流、水深、底質それに漁獲される魚の種類などをできるだけ早く覚えこむように努めた。

タイ国人漁夫の働き振りをみると、一口に言つてねばりが無い。最初の航海も終りの頃になつて仕事の要領が大体分つてくると我々の方が「実」のある仕事ができる位であつた。

底びき網でとれる主な魚は、クイ、コロダイ、イトヨリなどで成績



現地にて 前の人の中川氏・その後が細野氏獲物を積んでいる小船は、沖に岳詰など売りにきたタイ国人の船

は非常に良い、会社の漁撈主任である西岡さんも、「日本の以東底びき並の経常はできる」と自信たつぷりである。

さて、底びき網に二航程出てバンコックに帰えり二、三日すると、いよいよ待望の巾着網が日本から届いたという知らせである。これまでお客さん扱いでこちらも遠慮勝ちであつたし、タイ国人の中にはこちらの不馴れにつけてこんで甘く見るのがあるのではないかという懸念もこれに吹飛んだ、梱包を解く手ももどかしく早速網の仕立てにとりかかつたのである。(以下次号)

聞きある記

(その五)

新しい魚の処理

魚類人工乾燥の巻

冬の装いを荒々しくとのえはじめた日本海——それはまた盛漁期に入ったことをわれわれに告げてくれる。剛き果断な但馬の漁業者は、吹きすさぶ季節風にさからい、白いたてがみをふるわせる波浪を乗りきつて、今日もまた明日も、漁場へと港を後にする。

——その但馬の香住町の一角、香住町水産加工業協同組合のすぐ裏側に、竣工式を間じかに控えた。果水産試験場の新しい施設がある。正しくは「兵庫県水産試験場、魚類人工乾燥設備試験所」がそれだ。本年度における最も重要な事業の一つであるこの魚類の人工乾燥とは、いつたいどんなことであろうか、またそれが但馬の漁業にどんなかわりをもつているものなのか、されば漫坊もペンを担いで、コトの内容をウカガわんとする次第。(漫坊)

ドッコインヨと腰をおろして、フーと大きな息をついて、それからおもむろにメガネをはずしコトリと机において製造課長の助川さんは、ヤレヤレ疲れたといった表情である。「何しろ、建物の竣工検査に立合いました、それから加熱部分のヒーターとか、送風機の取付けをしらべて、あちらこちら手を入れ、電気工事の交渉をして、香住からいまやつと帰つてきたばかりなんです。」  
「それはどうも——で、工事は？」  
「建物にだいぶん暇がかかりましたね。それから設計にも時間がかかりましたから、少し遅れました。いやまったく次々に困難な問題につきあつて、ずいぶん気を使いましたネしかし本当はこれからです。なんせ智恵が足りませんから、いろいろ助けて貰わねば」  
と、助川さんは謙虚に、また考えあぐねるといつた眼ざしを机に落としながら、いくぶん伸びたヒゲを掌でかるくこすつた。



「魚の乾燥機といつて、全国で成功した例をあまり耳にしないのですか」

「そうですね、調査して見たのも、あまりたいしたものはいりません」

「そんなにむずかしいんですか、乾燥は」

「例が少いということが証明してま  
すな。そして失敗した例が実に多い  
ということも特徴みたいなもので  
す。結局、企業的に引合う、つまり  
モウかる乾燥機というのは、ほんと  
にむずかしいのです」

なるほどそんなものかと考えさせ  
られる。

メガネをかけ直して助川さんは冠  
句作家、川柳、"ふあうすと"の同  
人としても知られる程の良さを見せ  
て、わかりやすく話しを進めて行  
く。

但馬における漁獲高の約八〇%  
が、塩乾品を主体とする第一次加工  
に処理されていることは、今更説明  
を要するまでもなからう。

塩乾品の製造には、乾場と天候に  
恵まれねばならないが、但馬の地勢  
は、山裾が直ちに海へと迫っている  
ので、平地に乏しく、また俗に"弁

当忘れても傘忘れるな"の例えのと  
おり、降雨日数が甚だ多いのであ  
る。

こうした立地条件の悪さは、製品  
の品質に大きな影を及ぼし、従つて  
價格的に不利な立場に立たざるを得  
ないようになる。このように加工品  
の價格が悪くなると、原料魚の價格  
も、必然的に安くなるうというも  
の、そこで、漁業もやりにくくなつ  
てくるわけだ。

自然的な阻害要因を、いかにして  
克服するか！これが当面の大きな  
問題であつて、"人工乾燥機"も、  
その一つの突破口を開けようとする  
ものである。

魚を人工的に乾燥させる方法とし  
て主なものをあげると  
(1) 空気を熱し、これを送風機で送  
りこみ魚体の間を通過させて乾燥  
させる。

(2) 空気を冷凍機で冷やし、再びあ  
たためて乾燥空気をつくり、これ  
を魚体の間に通過させて乾燥させ  
る。

(3) 乾燥剤を利用する。  
(4) 高周波電流による。  
(5) 赤外線燈の輻射熱を利用する。  
(6) 真空式の乾燥による。

などがあるが、特殊なものでは、  
ソ連におけるガラス張りの、日光、  
加熱によるものもある。

新しい設計の「兵水式三二型魚類  
人工乾燥機」は、熱風によるもので  
まずこれ以上節約の余地がないほ  
ど、不必要な部分が除かれ、非常に  
簡潔で、收容能力が、平地に換算し  
て約九〇坪分ぐらゐもある。

試験の正確を期するために、ポイ  
ラーもヒーターも周到な配慮がなさ  
れ、搬入や搬出及びその他の取扱い  
が便利になつているのが目につくの  
である。

それでは、どうして魚の乾燥がそ  
のように困難なことなのか、

第一に、水分を急速に除こうとす  
る(煮乾イワシで天日乾燥二日を要  
するものを、五時間位で製品にす  
る)ので、温度と湿度の關係から、  
腹切れ、肉割れ等、品質を低下させ  
る恐れが多分にある。事実その例が  
多い。

第二に、脂肪などの多い魚種で  
は、温度その他によつて、脂肪まみ  
れといった現象を起すことがある。

第三に、丸乾品などでは、温度管  
理によつては煮えた状態或いはムレ  
を起し易く、肥料になつてしまう場

合がある。

などのいはば本質的ともいえる  
困難さに加えて、乾簀と乾簀との間  
隔をどれ位にするのがよいか、魚体  
の並べ方その他の、こまかい技術的  
なむずかしさがあるのだから、仲々  
ホネの折れるのも無理がないといえ  
るだろう。

「いやほんとに、設計には夜遅くま  
で毎晩のように討議を繰り返したも  
のです」

これは藤沢技師の言葉である。寒  
天のダンカン防止研究については、  
数次にわたつて学会に発表、つとに  
知られた藤沢さんも、乾燥機には相  
当神経をすり減らしたようである。

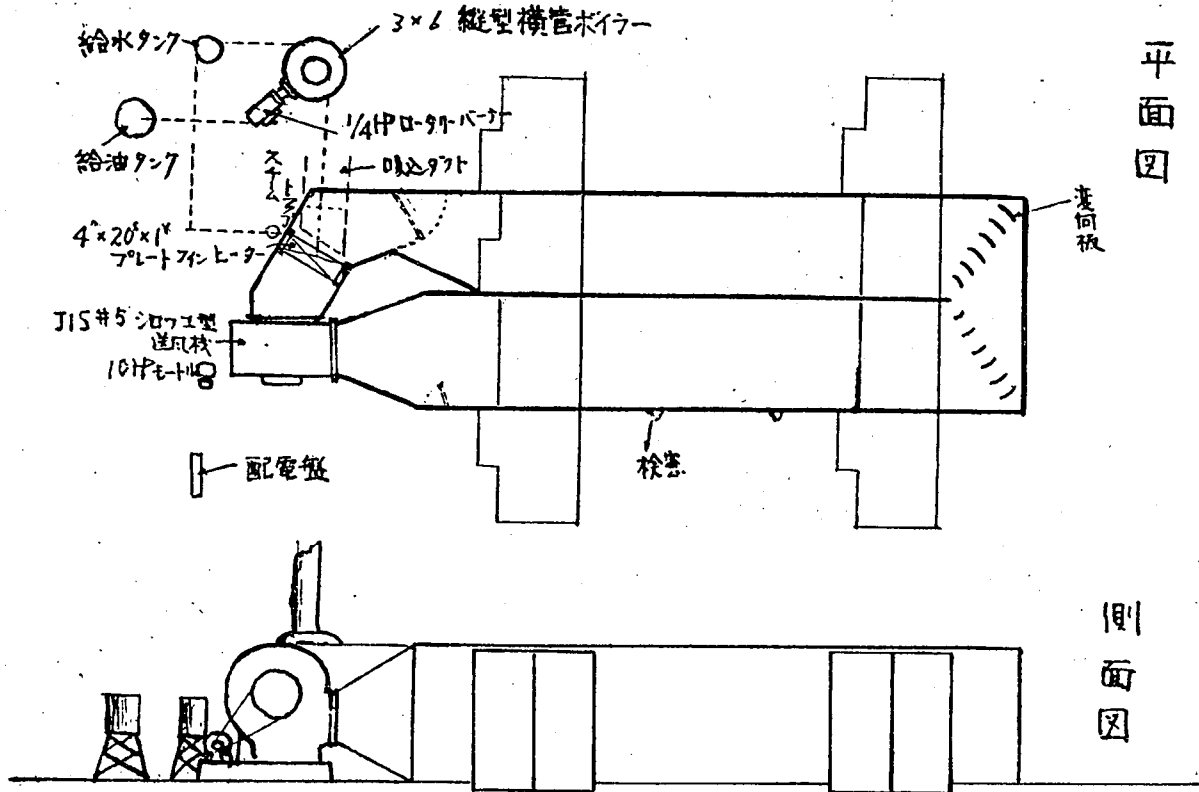
「台車の方向転換一つにさえ、ずい  
ぶんと気を使いましたネ、とうとう  
鉄工所に行つて特別に熔接してもら  
つたり……」

と、岳詰の交敗細菌を学生時代に  
専攻した西村技師も、苦心のほどを  
言葉少く語るのであつた。助川課長  
はあとをついで

「これからですよ。一応設備ができ  
て、さて、試験の方法をと吟味して  
いるところです。何といつても、現  
在の設備場所は、条件としては良く  
ないのですから、成功というまでに

は、いろいろとやはり失敗も繰り返すことが予想されるんです。もちろん慎重の上にも慎重を期してやりま

平面図



側面図

### 県外出漁協会の現況

「設備ができたから、すぐ企業的に成功だと思われては困りますネ。もう少し長い気持で、あたたかく見守って頂きたいと思います」

出張から帰った吉仲技師は、目をパチパチさせてこう語った。

「私たちのネライは、この試験を基礎として改造を加えほんとの役に立

一つ普及型をつくることと、操作のコツを簡単にして誰にでもできるようにすることそのために一生懸命です」

——こうした困難な、しかし希望のある人工乾燥が、ウマく行くことを、漫坊も心からねがわずにはいられなかつた。

- 長い間の懸案であつた協会の拡大強化も、今年の九月十日に開催された本年度総会を契期として名実共に全果的な体制をととのえることができた。以来現在まで、事務の引継ぎや八月上旬に実施した対馬調査あるいは総会の後任末などの机上の仕事に追われ勝ちでしたが、それでも関係者各位の御協力を得て、本年度県外出漁予定者の協議会、講習会、あるいは一般組合員を対象とする啓蒙などを実施することができました。
- 今後とも、皆さんの協力的な御支援と御鞭撻をお願いしたいと思います。
- ◎九月以降の主な行事
  - ◎九月十日 神戸市兵庫県立水産会館で昭和三十二年度総会開催
  - 新役員選出(別掲のとおり)
  - ◎十月四日 丸山漁業協同組合にて本年度対馬出漁者の募集を求め、出漁計画の検討を行う。
- ◎十月八日 韓国抑留漁船乗組員、門脇作二及び宮本二郎両氏の留守家族を浜坂町に慰問、見舞金(一、〇〇〇円)を交付した。
- ◎十月十五日 丸山漁業協同組合にて「県外出漁について」NHKと協力、現地録音をした。
- ◎十月十六日 諸寄漁業協同組合にて本年度対馬出漁者の協議会、航法、運用についての講習会を開催し同時に対馬調査の記録映画を上映、現地事情の説明紹介をした。
- ◎十月七日 浜坂町漁業協同組合にて右と同じ。
- ◎十月二十五日 丸山漁業協同組合にて対馬出漁者懇談会。
- ◎十一月一日 協会の幹事十三名を委嘱(別掲のとおり)
- ◎十一月十二日 「海外漁業協力会」へ加入。

昭和32年度対馬海域出漁船一覽表(一次分)

32,11,12 現在

所属組合	漁船登録番	船名	噸	HP	責任者氏名	乗組員数	漁業種類	根拠地出	港日、その他
浜板漁業協同組合(但馬)	HG3-11,000	豊清丸	1.90	焼 8	新田 清	3	イカ釣 カツオ曳縄	不詳	10月22日出諸 諸寄船団と同一行動
	// - 8,645	第二長幸丸	2.65	// 12	門脇 秀吉	2	//	佐賀港 鴨居瀬港	諸寄船
	// - 10,781	長幸丸	3.18	才 20	門脇 芳秋	3	//		11月上旬出港下旬 (23日頃現地着の予定)
	// - 9,886	浜千丸	1.97	// 17	浜本 仙一	2	//		
	// - 6,608	高栄丸	3.17	焼 14	加藤亀太郎	3	//		
	// - 9,593	隆生丸	3.38	// 12	加藤 正一	3	//		
	// - 9,358	さかゑ丸	2.02	才 17	陳在 敬一	2	//		
	// - 10,163	第三浜石丸	3.15	// 18	浜田 重造	2	//		
	申請中	静波丸	-	焼 17	田中 敏一	2	//		11月中旬出港、下旬 に現地者の予定
	//	鶴松丸	-	// 17	加藤 幸一	3	//		同上
	-	さかゑ丸	-	-	門脇 正市	1	//		建造中
計	11隻								
香住町	HG3- 9,725	第二慶祥丸	2.41	才 15	山中 慶一	2	イカ釣 カツオ曳縄	比田勝港 鴨居瀬港	目下山口県仙崎港及 見島附近で操業、現 地着不詳根拠地は魚 群を追つて移動する
	// - 10,402	正進丸	2.32	焼 12	山田 正	2	//		
	// - 7,833	長栄丸	3.21	// 11	荒木 義雄	1	//		
	// - 7,607	吉野丸	2.26	// 15	吉田 正義	4	//		
	計	4隻							
諸寄	HG3- 8,614	鵬丸	2.39	才 15	山岸 一夫	2	イカ釣 カツオ曳縄	不詳なるも 鴨居瀬又は 比田勝を根 拠にするも のを考える	10月22日出港
	// - 8,808	宝祥丸	2.41	// 14	松岡 政男	2	ブリー一本釣		
	// - 9,719	孝隆丸	2.47	焼 10	熊本 善孝	2	//		
	// - 8,905	豊裕丸	1.88	才 20	日浦 豊	2	//		
	// - 9,722	順風丸	2.65	// 20	中村 梅重	2	//		現地の漁況如何で出 漁する
	// - 9,833	佑鷹丸	2.60	// 20	田畑 亀吉	2	//		
	// - 9,720	美寿丸	2.33	焼 8	浜根 茂美	2	//		
	計	7隻							
丸山(淡路)	HG2- 1,300	護神丸	10.54	焼 30	柴田仁三郎	5	タイ延縄	壹岐五島方 面を探索し 、芦ヶ浦に 向う	11月1日出港
	// - 1,304	蛭子丸	11.08	// 30	中尾 為八	5	//		11月8日 //
	// - 1,191	夷丸	9.57	// 25	柴田松三郎	5	//		11月12日 //
	// - 1,302	金比羅丸	11.30	// 25	菅 作吉	5	//		11月12日 //
	4隻								
合計	26隻								

今年の対馬出漁は十一月末現在、出漁予定もふくめて上表のとおりですが、とくに但馬地方の出漁船の増加がめだつています。

兵庫県県外出漁協会の役員及び幹事は次のとおりです。

役員

(昭三十二・九・十改選)

理事長 淡路水交會連合會長

副會長 撰津海西部漁業連合會長

家島漁業協同組合長

香住町長

兵庫県農林部長

兵庫県漁業協同組合連合會長

撰津海東部漁業振光會長

播磨漁友會長

明石浦漁業協同組合長

淡路町長

那家浦漁業協同組合長

福良漁業協同組合長

浜坂漁業協同組合理事

東山良漁業協同組合長

津居山港漁業協同組合長

幹事

(昭三十二・十一)

兵庫県水産課長

兵庫県水産課長補佐兼總務係長

兵庫県水産課生産係長

兵庫県水産試験場長

兵庫県水産試験場漁業課長

淡路水産指導室長

但馬 撰津播磨海区漁業調整委員會專門委員

神戸市殖産課水産係長

兵庫県内海漁業協同組合連合會主事

但馬漁業協同組合連合會總務部長

兵庫県信用漁業協同組合連合會參事

丸山漁業協同組合出漁船団長

塩崎義民

池野喜太郎

福沢勘一

前田菊治

中村宏榮

三浦清太郎

浦野豊吉

中村安松

英谷清次郎

大谷長五郎

地道新十郎

飛松幸太郎

安達吉蔵

井宮儀三郎

丸谷藤一

森川重基

相本勝己

森上尙

菅原英一

石田仙次

竹末敏夫

小野彌一

大山形久太郎

田中藤三

大津長治

中尾為八

ラジオ神戸

農漁村のために

朝6時25~40分

【十二月】

18日 アサクサのりの生態と人工採苗

水試 前田 技師

25日 来春のイカナゴについて

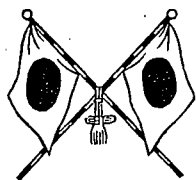
水試 堺 技師

30日 昭和三十二年をかへりみて

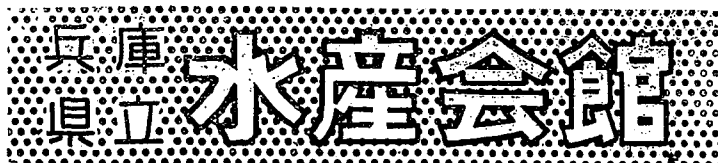
農林部次長 吉川 久

あとがき

御投稿下さいました方々や、編集に關しまして種々御指示、御協力を戴きました果水産試験場の方々に誌上をかりまして厚く御礼申し上げます。おかげさまで大過なく十六号まで発行する事が出来ました。来年の事で鬼が笑うかも知りませんが、来年からは拓水を県下漁業関係者の活潑な意見の交換場として大いに利用されドンドン御投稿下さいますようお願い申し上げます。原稿一切は毎月末日です。ではよき新年をお迎えになられますようお祈り致しております。(編集係I)



神戸市兵庫区  
新在家町



電話⑤8301(事務所)

電話⑤9563(宿泊所)

発行所 神戸市兵庫区新在家町 123 兵庫県立水産会館内 兵庫県漁業協同組合連合会  
発行人 三浦清太郎